

ホリデー e プラン

(主契約料金条件)

2025 年 3 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

ホリデー e プラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	平日休日区分	1
6	料 金	2
7	使用電力量の算定	3
8	そ の 他	3
附	則	5
別	表	6

本 則

1 適 用

このホリデー e プラン料金条件（以下「この料金条件」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金条件の契約種別は，ホリデー e プランといたします。

3 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕（以下「需給条件」といいます。）12（需要区分）(1)に該当し，5（平日休日区分）に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要で，この料金条件の適用を受ける際現にホリデー e プランの適用を受けており，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

5 平日休日区分

平日休日区分は，次のとおりといたします。

(1) 平 日

(2)にいう休日以外の日をいいます。

(2) 休 日

休日とは，次の日をいいます。

イ 土曜日および日曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日

ハ 1月2日, 1月3日, 4月30日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および12月31日

6 料 金

料金は, その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および需給条件別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 需給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は, 需給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 需給条件別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を上回る場合は, 需給条件別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお, 需給条件別表2(燃料費調整)(2)ロ(イ)の基準単価は, 別表1(基準単価)によるものといたします。

(1) 最 低 料 金

1契約につき平日の最初の11キロワット時まで	622円15銭
------------------------	---------

(2) 電 力 量 料 金

イ 平 日

11キロワット時をこえ80キロワット時までの1キロワット時につき	34円43銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	41円99銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	45円99銭

ロ 休 日

1キロワット時につき	29円97銭
------------	--------

7 使用電力量の算定

使用電力量の算定は、原則として平日休日別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の算定は、需給条件19（使用電力量の算定）に準じて行ないます。

なお、料金の算定期間の平日休日別の使用電力量は、平日休日ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各平日休日ごとの使用電力量を合計した値といたします。

8 そ の 他

- (1) 需給条件別表7（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表2（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表2（平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
 - (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (3) この料金条件にもとづく需給契約を開始後 1 年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この料金条件は、2025年3月1日から実施いたします。

2 この料金条件の廃止にともなう経過措置

この料金条件は、2025年3月31日をもって廃止いたします。

なお、2025年3月31日時点でこの料金条件の適用を受けている場合、2025年4月の検針日の前日まで（2025年4月の検針日より前に需給契約が消滅または変更となる場合は、その消滅日または変更日の前日までといたします。）の電気料金その他の供給条件は、この料金条件によるものといたします。

別 表

1 基 準 単 価

燃料費調整単価の算定に使用する基準単価は、次のとおりといたします。

最 低 料 金	1 契約につき平日の最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時および休日の 1 キロワット時につき	15銭4厘

2 平日における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 平日における料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、需給条件別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{lcl} \text{第 1 段階料金} & 80 \text{ キロ} & \text{日割計算対象日数} \\ = & \times \frac{}{} & - \text{最 低 料 金} \\ \text{適 用 電 力 量} & \text{ワット時} & \text{検針期間等の日数} \quad \text{適 用 電 力 量} \end{array}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ80キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\begin{array}{lcl} \text{第 2 段階料金} & 200 \text{ キロ} & \text{日割計算対象日数} \\ = & \times \frac{}{} & \text{検針期間等の日数} \\ & & \text{最 低 料 金} \quad \text{第 1 段階料金} \\ & - & \text{適 用 電 力 量} \quad \text{適 用 電 力 量} \end{array}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、80キロワット時をこえ200キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をい

います。

- (2) 需給条件 20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。